

○大府市在宅当番医制運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、休日等における医療体制（歯科を除く。）の充実を図るため、予算の範囲内において交付する大府市在宅当番医制運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、大府市医師団（以下「医師団」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 医師団に所属する医療機関が、次の表のとおり、医院を臨時に開院し、診療を行う事業

実施日	実施時間
ア 日曜日	午前9時から正午まで
イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	
ウ 12月30日から翌年1月3日まで（イに掲げる日を除く。）	

(2) 在宅当番医の当番日程等の調整に関する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年12月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	細分類	内容
報償費	活動謝礼	事業の実施に対する報償
賃金		事業の実施に必要な人件費
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	医薬材料費	事業で使用する医薬材料に要する経費